

IFRS解釈指針委員会ニュース

2014年1月29日から30日にかけてIFRS解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」）の会議が開催され、会計基準の限定的改訂、IFRSの年次改善、アジェンダに追加しない論点のアジェンダ却下通知等について審議が行われた。また、2013年12月と2014年1月に開催された国際会計基準審議会（以下「IASB」）の会議において、IFRS-ICの提案に基づいて審議が行われた。本稿では、主要な審議事項を紹介し、また、IFRS-ICで取り扱われているすべての論点のステータスを「論点サマリー」にまとめている。なお、一部の論点は、今後のIFRS-IC会議等において引き続き議論される予定である。

【要約】

- 会計基準の限定的改訂に関しては、IASBまたはIFRS-ICの会議において、今後公表予定のものを含むすべての公開草案について引き続き議論が行われた。
- 2013年12月にIFRSの年次改善に関して最終基準書が2つ、公開草案が1つ公表された。また、次のサイクルの公開草案の公表に向けて、2つの論点について審議が行われた。
- 2014年1月のIFRS-IC会議において、3件のアジェンダ却下通知が確定し、また、拠出ベース約定に関する論点を含む、10件のアジェンダ却下通知案が公表された。
- 上記の他に、2014年1月のIFRS-IC会議において、5つの論点について議論が行われたものの、重要な決定には至らなかった。

【会計基準の限定的改訂】

会計基準の限定的改訂は、緊急度の高い、必要不可欠な会計基準の改訂を扱っている。現在、会計基準の限定的改訂について、以下の4つの公開草案が公表されており、最終基準書は2014年6月までに公表される予定である（詳細は以下の「論点サマリー：会計基準の限定的改訂－公開草案公表済」を参照）。2013年12月及び2014年1月のIASB会議において、各公開草案について審議が行われた（詳細は、[IFRS Digest 13-12](#)及び[IFRS Digest 14-1](#)を参照）。

- 公開草案「投資者とその関連会社または共同支配企業との間の資産の売却または拠出（IFRS第10号及びIAS第28号の改訂案）」
- 公開草案「共同支配事業に対する持分の取得（IFRS第11号の改訂案）」
- 公開草案「認められる減価償却（償却）方法の明確化（IAS第16号及びIAS第38号の改訂案）」

- 公開草案「持分法：その他の純資産の変動に対する持分相当額（IAS第28号の改訂案）」

上記の4つの公開草案の他に、以下のIAS第12号「法人所得税」及びIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の限定的改訂に関する公開草案の公表が予定されている（詳細は以下の「論点サマリー：会計基準の限定的改訂－公開草案公表予定」を参照）。

■ 【IAS第12号】未実現損失に係る繰延税金資産の認識

2014年1月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、公正価値で測定する負債性金融商品の未実現損失に係る繰延税金資産の認識について引き続き議論した。今後のIFRS-IC会議において、満期まで保有し、契約上のキャッシュ・フローを回収する見込みである負債性金融商品の公正価値測定による未実現損失が将来減算一時差異を生じさせる点等について、IAS第12号の考え方を示す設例を検討する予定である。

■ 【IAS第28号】「ダウンストリーム」取引から生じる利得の消去

2014年1月のIASB会議において、IASBは、公開草案に向けての最終確認手続きを行い、2014年3月までに公開草案を公表する予定である。

【IFRSの年次改善】

IFRSの年次改善は、緊急度が低いものの、必要不可欠な会計基準の改訂を約1年間にわたって蓄積し、まとめて改訂を行うものである。2013年12月12日に、2010－2012年サイクル¹及び2011－2013年サイクル²に関する最終基準書が公表された。現在、以下のIFRSの年次改善サイクルが進行中である。

サイクル	公開草案	最終基準書
2012－2014年	2013年12月11日	未定
2013－2015年	2014年7月～9月	未定

2012年－2014年サイクルについては、2013年12月11日に公開草案³が公表されており、コメント期限は2014年3月13日である。

2013－2015年サイクルについては、2013年12月のIASB会議において、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」に関する以下の論点について審議が行われた。また、2014年1月のIFRS-IC会議に

¹ 詳細は、[IFRS News Flash: IASB、「IFRSの年次改善」（2010－2012年サイクル）を公表を参照](#)

² 詳細は、[IFRS News Flash: IASB、「IFRSの年次改善」（2011－2013年サイクル）を公表を参照](#)

³ 詳細は、[IFRS News Flash: IASB、公開草案「IFRSの年次改善」（2012－2014年サイクル）を公表を参照](#)

において、IFRS第10号「連結財務諸表」に関する以下の論点について審議が行われた。(なお、各サイクルに含まれている論点については、以下の「論点サマリー:IFRSの年次改善(2012年ー2014年サイクル)、(2013年ー2015年サイクル)」を参照)。

■【IFRS第1号】短期的な免除規定の削除

IASBは、以下の短期的な免除規定が不要となった時に削除することを決定した。

- IFRS第1号E3項ーE7項における免除規定(2016年7月1日以降に開始する会計年度から適用される予定)
- IFRSの年次改善(2012ー2014年サイクル)において提案されているIFRS第7号「金融商品:表示」の改訂に関する免除規定(2018年1月1日以降に開始する会計年度から適用される予定)

■【IFRS第10号】投資企業の要件を満たす子会社が投資関連サービスを提供する場合の会計処理

IFRS-ICは、子会社(投資企業)が投資関連サービスを提供する場合、親会社(投資企業)がその子会社を公正価値で測定することを提案する予定である。

【アジェンダ却下通知】

IFRS-ICは、アジェンダに追加しないと決定した論点について、アジェンダ却下通知を公表することとしている。アジェンダ却下通知は、アジェンダ却下通知案の公表後、60日間のコメント期間及び再審議を経て確定される。

2014年1月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」及びIAS第32号「金融商品:表示」に関する3つの論点のアジェンダ却下通知を確定した。

また、IFRS第3号「企業結合」、IFRS第11号「共同支配の取決め」、IAS第1号「財務諸表の表示」、IAS第12号「法人所得税」、IAS第16号「有形固定資産」、IAS第19号「従業員給付」、IAS第32号「金融商品:表示」及びIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に関する10件の論点のアジェンダ却下通知案を公表した。コメント期限は2014年4月14日である(詳細は以下の「論点サマリー:アジェンダ却下通知」を参照)。

なお、今回のアジェンダ却下通知案には、拠出または名目的拠出のリターンが保証されている従業員給付制度の測定に関する論点が含まれている。2013年のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、どの拠出ベース約定をプロジェクトの範囲に含めるべきかについて議論を積み重ねてきたものの、合意に至らなかったため、アジェンダから除外することを決定し、今後のIASB研究プロジェクト等を通じて検討すべきであると指摘した。

【その他の論点等】

2014年1月のIFRS-IC会議において、今後の取扱いを検討中の論点として、IFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第11号「共同支配の取決め」、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」及びIAS第34号「期中財務報告」に関する以下の5つの論点について議論が行われた(今後の取扱いを検討中の他の論点について以下の「論点サマリー:その他の論点」を参照)。

■【IFRS第10号】投資企業に関する改訂と中間親会社の連結財務諸表の作成に関する免除規定との関係

IFRS-ICは、投資企業が連結財務諸表を作成しない場合、その子会社(中間親会社)が連結財務諸表の作成に関する免除規定を適用できるか否かについて、合意に至らなかったため、IASBに相談のうえ、IFRS第10号の改訂を通じて明確化する予定である。

■【IFRS第11号】IFRS第11号に関する適用上の論点

今後の会議において、「その他の事実及び状況」を検討するにあたり、アウトプットの性質や販売価格、第三者による資金提供等が及ぼす影響を示す例示を引き続き検討する予定である。

■【IAS第28号】IFRS第10号及びIAS第28号の改訂に関する公開草案とIAS第28号第31項との不整合

IAS第28号第31項を削除することを提案する予定である。

■【IAS第28号】投資企業の要件を満たさない投資者が投資企業の要件を満たす共同支配企業に投資している場合の持分法の適用

投資者(非投資企業)が、共同支配企業(投資企業)による公正価値に基づく会計処理を取り消し、その共同支配企業の連結財務諸表に基づいて持分法を適用すべきか否かについて、合意に至らなかった。IFRS-ICは、2014年5月開始予定の持分法に関するIASBの研究プロジェクトからのフィードバックに基づいて再検討する予定である。

■【IAS第34号】要約キャッシュ・フロー計算書

要約キャッシュ・フロー計算書にどの程度詳細な表示が求められるかという論点について、アジェンダに追加しない予定である。

上記の他に、2013年11月のIASB会議において、IFRS-ICがIASBに提案した継続企業の開示に関するIAS第1号「財務諸表の表示」の限定的改訂を取りやめることが決定されたため、2014年1月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、この改訂を取りやめることによる懸念をIASBに報告することを決定した。

【論点サマリー】

IFRS-ICで検討中の会計基準の限定的改訂、IFRSの年次改善、アジェンダ却下通知及びその他の論点とそのステータスは、以下のとおりである。

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
会計基準の限定的改訂－公開草案公表済			 2014年1月のIFRS-IC会議における審議  2013年12月・2014年1月のIASB会議における審議
公開草案「投資者とその関連会社または共同支配企業との間の資産の売却または抛却（IFRS第10号及びIAS第28号の改訂案）」（2012年12月公表） ⁴	IFRS 第 10 号「連結財務諸表」 IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」	公開草案では、投資者とその関連会社または共同支配企業との間で売却または抛却された資産が事業を構成する場合と構成しない場合についての会計処理が提案された。	  【再審議の状況】 2013年7月からIFRS-IC会議及びIASB会議において再審議が行われている。2013年10月及び11月のIASB会議において、①文言の修正、②組替調整額の取扱い、③利得及び損失の消去に関する規定、④早期適用、⑤IFRS第1号の改訂、⑥適用日（2015年1月1日）について決定された。また、2014年1月のIASB会議において、事業を構成しない子会社の支配を喪失したものの、引き続き保有する投資に持分法を適用する場合、その投資の公正価値測定から生じる利得または損失を元子会社に関連しない投資者の範囲内で認識することが決定された。2014年1月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、この改訂とIAS第28号第31項の不整合について審議し、2014年2月のIASB会議 ⁵ に第31項の削除を提案する予定である（以下の「その他の論点」を参照）。 【最終基準書公表予定】 2014年1月～3月
公開草案「共同支配事業に対する持分の取得（IFRS第11号の改訂案）」（2012年12月公表） ⁶	IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」	公開草案では、企業は、事業を構成する活動を行っている共同支配事業に対する持分を取得した場合、IFRS第3号及び他の基準書における事業結合会計に関する原則及び開示規定を適用することが提案された。	 【再審議の状況】 2013年7月からIFRS-IC会議及びIASB会議において再審議が行われている。2013年10月及び11月のIASB会議において、①取得に関する指針の適用範囲、②IFRS第3号等における事業結合会計に関する原則とIFRS第11号における原則の関係、③共同支配事業の設立時に既存の事業を抛却しない場合の取扱い、④適用日（2015年1月1日）について決定された。2014年1月のIASB会議において、共同支配事業の追加持分を取得した場合の取扱い及び共同支配下に関する適用除外規定について決定された。 【最終基準書公表予定】 2014年1月～3月

⁴ 詳細はあずさアカウンティングニュース:IASB、公開草案「投資者とその関連会社または共同支配企業との間の資産の売却または抛却（IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の改訂案）」を公表を参照

⁵ 詳細は IASB Meeting February 2014 を参照

⁶ 詳細はあずさアカウンティングニュース:IASB、公開草案「共同支配事業に対する持分の取得（IFRS 第 11 号の改訂案）」を公表を参照

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
公開草案「認められる減価償却（償却）方法の明確化（IAS第16号及びIAS第38号の改訂案）」（2012年12月公表） ⁷	IAS第16号「有形固定資産」 IAS第38号「無形資産」	公開草案では、収益に基づく減価償却（償却）方法は、有形固定資産または無形資産の予想される将来の経済的便益の消費パターンを反映するものではなく、その資産から生じる経済的便益の生成パターンを反映するものであるため、これを減価償却（償却）方法としては認めないことが提案された。	◆【再審議の状況】 2013年7月からIFRS-IC会議及びIASB会議において再審議が行われている。2013年11月のIASB会議において、①収益が有形固定資産の減価償却方法の基礎として適切ではないこと、②特定の状況を除き、収益は無形資産の償却方法の基礎として適切でないと推定されること、③償却方法を決定するにあたり、無形資産の使用を制限する要因を参照すること、④減価償却（償却）費は、資産の予想される将来の経済的便益の消費パターンに関する見積りであること、⑤財またはサービスの販売価額の予想される低下が、経済的陳腐化を示唆し、資産の残存経済的便益の減少を反映し得ることが決定された。2013年12月のIASB会議において、これらの改訂の適用日は2015年7月1日に設定された。 【最終基準書公表予定】 2014年1月～3月
公開草案「持分法：その他の純資産の変動に対する持分相当額（IAS第28号の改訂案）」（2012年11月公表） ⁸	IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」	公開草案では、投資先である関連会社または共同支配企業のその他の純資産の変動に対する投資者の持分相当額の認識、及び持分法の適用の中止に関する取扱いが提案された。	◆【再審議の状況】 2013年7月からIFRS-IC会議及びIASB会議において再審議が行われている。2013年12月のIASB会議において、公開草案における提案を特定の事例に適用した場合の影響についてさらなる検討を行うことを条件に、公開草案における提案に基づいて本改訂を確定させることが暫定的に決定された。2014年2月のIASB会議⁹において、スタッフの分析等について引き続き検討する予定である。 【最終基準書公表予定】 2014年4月～6月

⁷ 詳細はあずさアカウンティングニュース:IASB、公開草案「認められる減価償却（償却）方法の明確化（IAS第16号及びIAS第38号の改訂案）」を公表を参照

⁸ 詳細はあずさアカウンティングニュース:IASB、公開草案「持分法：その他の純資産の変動に対する持分相当額（IAS第28号の改訂案）」を公表を参照

⁹ 詳細はIASB Meeting February 2014を参照

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
会計基準の限定的改訂－公開草案公表予定			 2014年1月のIFRS-IC会議における審議  2013年12月・2014年1月のIASB会議における審議
未実現損失に係る繰延税金資産の認識	IAS第12号「法人所得税」	公正価値で測定される負債性金融商品の未実現損失に係る繰延税金資産の会計処理を明確化する。	 【審議の状況】 2012年11月のIFRS-IC会議において、年次改善(2010年－2012年サイクル)から会計基準の限定的改訂に変更され、2012年12月のIASB会議において承認された。2013年5月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、今後の方向性について議論し、IASBの意見を踏まえ、2014年1月のIFRS-IC会議において今後のアプローチを確定した。今後のIFRS-IC会議において、満期まで保有し、契約上のキャッシュ・フローを回収する見込みである負債性金融商品の公正価値測定による未実現損失が将来減算一時差異を生じさせる点等について、IAS第12号の考え方を示す設例を検討する予定である。 【公開草案公表予定】 2014年4月～6月
「ダウンストリーム」取引から生じる利得の消去	IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」	関連会社または共同支配企業とのダウンストリーム取引において、利得の金額がその関連会社または共同支配企業に対する投資額を超える場合の相殺消去方法(投資額を限度とすべきか／利得の全額を消去する場合、何と相殺消去すべきか)を明確化する。	 【審議の状況】 2013年3月及び2013年5月のIFRS-IC会議において審議が行われ、利得の全額を相殺消去し、投資額を超える利得の金額を繰延収益として認識することが提案された。2013年7月のIASB会議において、この提案はIASBにより承認された。また、2014年1月のIASB会議において、公開草案の公表に向けて最終確認手続が行われた。 【公開草案公表予定】 2014年1月～3月

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
IFRSの年次改善(2012-2014年サイクル) ¹⁰			【最終基準書公表予定】未定
処分方法の変更等	IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」	公開草案において、以下の提案がなされている。 ● 非流動資産を所有者分配目的保有に分類するための要件を満たさなくなった場合の取扱い、非流動資産を売却目的保有に分類するための要件を満たさなくなった場合の取扱い(IFRS第5号第26項-第29項)と同様とする。 ● 非流動資産の分類を、売却目的保有から所有者分配目的保有に直接変更する場合またはその逆の場合は、IFRS第5号第27項-第29項における規定を適用せず、引き続き売却目的保有または所有者分配目的保有の分類、表示及び測定に関する規定を適用する。	【審議の状況】 公開草案公表中 【コメント期限】 2014年3月13日
サービス業務契約	IFRS第7号「金融商品：開示」	公開草案において、IFRS第7号における開示規定を適用するにあたり、企業が金融資産の譲渡後に、サービス業務契約により、報酬を得てその譲渡金融資産を回収する権利を保持する場合は、通常、その権利が継続的関与に該当することが提案されている。	【審議の状況】 公開草案公表中 【コメント期限】 2014年3月13日
IFRS第7号の改訂の期中財務報告への適用可能性	IFRS第7号「金融商品：開示」	公開草案において、IFRS第7号第44R項における期中財務報告に関する記載を削除することが提案されている(すなわち、期中財務報告における開示は、IAS第34号「期中財務報告」の規定を適用することになる)。	【審議の状況】 公開草案公表中 【コメント期限】 2014年3月13日
割引率：地域市場の論点	IAS第19号「従業員給付」	公開草案において、退職後給付債務の割引率を決定する際に参照する優良社債に厚みのある市場が存在するか否かの評価を、通貨レベルで行うことを明確化することが提案されている。また、厚みのある市場が存在しない場合は、その通貨建ての国債の市場利回りを参照することが提案されている。	【審議の状況】 公開草案公表中 【コメント期限】 2014年3月13日
「期中財務報告書における他の部分」の情報に関する開示	IAS第34号「期中財務報告」	公開草案において、IAS第34号第16A項を改訂し、以下のいずれかの方法を許容することが提案されている。 ● 要求されている情報を期中財務諸表において開示する方法 ● 要求されている情報を期中財務報告書の他の部分に開示したうえで、クロス・レファレンスにより期中財務諸表に含める方法	【審議の状況】 公開草案公表中 【コメント期限】 2014年3月13日

¹⁰ 詳細は、IFRS News Flash: IASB、公開草案「IFRSの年次改善」(2012-2014年サイクル)を公表を参照

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
IFRSの年次改善(2013－2015年サイクル)			 2014年1月のIFRS-IC会議における審議  2013年12月・2014年1月のIASB会議における審議 【公開草案公表予定】2014年7月－9月
短期的な免除規定の削除	IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」	以下の短期的な免除規定について、不要となった時に削除することが提案されている。 ● IFRS第1号E3項－E7項における免除規定(2016年7月1日以降に開始する会計年度から適用される予定) ● IFRSの年次改善(2012－2014年サイクル)において提案されているIFRS第7号「金融商品：表示」の改訂に関する免除規定(2018年1月1日以降に開始する会計年度から適用される予定)	 【審議の状況】 2013年12月のIASB会議において審議が行われ、左記のとおり改訂を行うことが決定された。
投資企業の要件を満たす子会社が投資関連サービスを提供する場合の会計処理	IFRS 第 10 号「連結財務諸表」	投資企業の要件を満たす親会社の子会社が、投資企業の要件を満たし、かつ投資関連サービスを提供する場合に、親会社はその子会社を連結すべきか、または公正価値で測定すべきか。	 【審議の状況】 2013年11月のIFRS-IC会議から議論が行われており、2014年1月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、子会社(投資企業)が投資関連サービスを提供する場合、親会社(投資企業)はその子会社を公正価値で測定すべきであることを決定し、今後のIASB会議において提案する予定である。

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
アジェンダ却下通知			 確定  公表中  新規公表
株式公開における機関投資家に対する売価と一般投資家に対する売価が相違する場合の会計処理	IFRS第2号「株式に基づく報酬」	株式公開(IPO)における機関投資家に対する売価と一般投資家に対する売価が以下の理由により相違する場合、どのように会計処理すべきか。 ● 意図的な相違: 一般投資家に対する売価に割引を適用するケース ● 意図的でない相違: 一般投資家に対する売価の見積りの誤りやタイミングの相違から生じるケース	 【IFRS-ICの暫定的決定】 一般投資家は株式を取得するための代金以外に財またはサービスを提供していないため、株式に基づく報酬に該当せず、IFRS第2号ではなくIAS第32号に従って会計処理すべきである。 【コメント期限】 2014年1月20日
ステーブリック契約におけるIFRS第3号の取得企業及びIFRS第10号の親会社の識別	IFRS第3号「企業結合」	ステーブリック契約におけるIFRS第3号の取得企業は、常にIFRS第10号の親会社となるか。	 【IFRS-ICの暫定的決定】 IFRS第3号(2008年)によればステーブリック契約は事業結合に該当するため、取得企業を識別する必要があり、IFRS第10号における指針が不十分な場合は、IFRS第3号(2008年)B14項-B18項を適用する。IFRS第3号に基づいて識別した取得企業は、IFRS第10号に基づいて連結財務諸表を作成すべきである。 【コメント期限】 2014年4月14日
投資企業に関する改訂—投資関連サービスまたは活動の定義	IFRS第10号「連結財務諸表」	投資企業に関する改訂において、税務コストの最適化は、投資関連サービスまたは活動に該当するか。	 【IFRS-ICの暫定的決定】 税務コストの最適化を目的に設立された子会社は、投資関連サービスまたは活動を提供していないため、親会社はそのような会社を公正価値で測定すべきである。 【コメント期限】 2014年1月20日
共同支配の取決めの分類	IFRS第11号「共同支配の取決め」	「その他の事実及び状況」を評価するにあたり、以下のどちらを検討すべきか。 ● 契約上(法律上)強制力を有する事実及び状況のみを検討すべきか。 ● 上記に加え、共同支配の取決めのデザイン及び目的、ビジネスニーズ並びに企業の過去の行動も検討すべきか。	 【IFRS-ICの暫定的決定】 「その他の事実及び状況」を評価するにあたり、資産に対する権利及び負債に対する義務を生じさせる強制力のある事実及び状況を検討すべきである。 【コメント期限】 2014年4月14日
IAS第1号の適用上の論点	IAS第1号「財務諸表の表示」	以下のような論点について、IAS第1号における表示規定を明確化することが求められている。 ● 機能に基づく費用の表示 ● 追加的表示項目、見出し、小計の表示 ● 追加財務諸表や主要財務諸表における列の追加 ● 重要性及び集約に関する規定の適用	 【IFRS-ICの暫定的決定】 IAS第1号第15項は、財務諸表の公正な表示について定めている。また、以下のとおり、IAS第1号に各論点について具体的な規定がある。なお、開示に関するプロジェクトにおいて、IAS第1号の改訂が検討されており、一部の論点もこの改訂の範囲に含まれている。 ● 機能に基づく費用の表示: IAS第1号第97項、第99項、第104項 ● 追加的表示項目、見出し、小計の表示: IAS第1号第85項、第86項(改訂検討中) ● 追加財務諸表や主要財務諸表における列の追加: IAS第1号第112項(c) ● 重要性及び集約に関する規定の適用: IAS第1号第29項、第31項(改訂検討中) 【コメント期限】 2014年4月14日

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
会計方針の変更及び会計上の見積りの変更の区別	IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」	IAS第8号において、会計方針の変更及び会計上の見積りの変更をどのように区別すべきか。	 【IFRS-ICの暫定的決定】 会計方針の変更と会計上の見積りの変更とを区別するに際しては、判断が必要であり、区別できない場合は、IAS第8号第35項に従って会計上の見積りの変更として取り扱うべきである。ただし、さらなる指針を示すことが望ましいため、開示または概念フレームワークプロジェクトの一環として検討するよう、IASBIに対して提案する予定である。 【コメント期限】 2014年1月20日
税務上の損失が見込まれる場合の繰延税金資産の認識及び測定	IAS第12号「法人所得税」	将来加算一時差異の実現が見込まれる期に繰越欠損金の使用が見込まれる場合は、その期に新たに税務上の損失が発生する見込みであっても、繰越欠損金について繰延税金資産を認識することが認められるか。 また、繰延税金資産を認識する場合は、法令により、繰越欠損金の使用が課税所得の一部を上限として認められる場合に、繰越欠損金の全額に対する繰延税金資産を認識することが認められるか。	 【IFRS-ICの暫定的決定】 将来税務上の損失が発生する見込みであるか否かにかかわらず、将来加算一時差異の実現が見込まれる範囲で、繰越欠損金に係る繰延税金資産を認識する。また、法令により、繰越欠損金の使用が課税所得の一部を上限として認められる場合には、そのような制約の範囲において、繰越欠損金に係る繰延税金資産を認識する。 【コメント期限】 2014年4月14日
内部再編がのれんに係る繰延税金の認識額に与える影響	IAS第12号「法人所得税」	企業グループの内部再編により、税務上減算が認められるのれんを含む特定の事業が、グループ会社間で会計上のみ移転し、税務上は移転しない場合、関連する税効果を連結財務諸表においてどのように取り扱うべきか。	 【IFRS-ICの暫定的決定】 グループ内の各社が個々に税務申告を行う場合、連結財務諸表における繰延税金は、会社毎の一時差異に基づき認識するが、その測定に用いる会計上の簿価は、連結財務諸表に含まれる金額とする。また、子会社への投資に係る一時差異が生じる場合は、その一時差異についても繰延税金を認識する。 【コメント期限】 2014年4月14日
税務上のポジションに不確定要素がある場合の税金資産の認識要件	IAS第12号「法人所得税」	税務調査による追徴税額を法令に基づき直ちに納税する必要があるものの、会社が不服の申し立てを行う予定である場合、既支払額に係る資産の認識要件としては、IAS第12号「可能性が高い(probable)」を参照すべきか、IAS第37号「ほぼ確実(virtually certain)」を参照すべきか。	 【IFRS-ICの暫定的決定】 IAS第12号第12項に基づき、当期及び過去の期間について支払済みの額(納税した追徴税額を含む)が、IAS第12号に基づいて測定されたそれらの年度の税額を超える場合は、その超過額を資産として認識する。 【コメント期限】 2014年4月14日
原価モデルに基づく帳簿価額の開示	IAS第16号「有形固定資産」	有形固定資産の測定方法として再評価モデルを採用している場合に、IAS第16号第77項(e)が規定する原価モデルに基づく帳簿価額の開示を行うために、資産化されるべき借入コストの算定を行う必要があるか。	 【IFRS-ICの暫定的決定】 IAS第16号第77項(e)は、原価モデルを採用したと仮定した場合の帳簿価額の開示を求めているため、原価モデルを採用した場合に資産化される借入コストの額を含める必要がある。 【コメント期限】 2014年4月14日

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
「増分コスト」の意味	IAS 第 17 号 「リース」	リース契約の交渉及び締結に関する常勤職員の給与は貸手の増分コストに該当するか。	 【IFRS-ICの暫定的決定】 内部固定コストは増分コストに該当しない。リースを交渉・締結しなければ発生しなかったコストのみが増分コストに該当する。 【コメント期限】 2014年1月20日
拠出または名目的拠出のリターンが保証されている従業員給付制度の測定	IAS 第 19 号 「従業員給付」	拠出ベース約定(従業員が受け取る退職後給付が拠出及び約定されたリターンに基づいている退職給付制度)をどのように会計処理すべきか。	 【IFRS-ICの暫定的決定】 拠出ベース約定の会計処理にばらつきがあるものの、どの制度を改訂の範囲に含めるべきかについて合意に至らなかったため、アジェンダから除外し、IASBの研究プロジェクト等を通じて今後検討すべきであると指摘した。 【コメント期限】 2014年4月14日
恒常購買力単位で定義される貨幣資本維持の概念の適用	IAS 第 29 号 「超インフレ経済下における財務報告」	機能通貨は、超インフレ経済国の通貨でない場合、概念フレームワークにおける恒常購買力単位で定義される貨幣資本維持の概念を適用できるか。また、IAS第29号を適用しなければならない場合、貨幣資本維持の概念に基づいて作成された財務諸表にIAS第29号におけるインフレ修正が要求されるか。	 【IFRS-ICの決定】 概念フレームワークにおける特定の資本維持概念は、各基準書の規定に優先する、より上位にあるものではないため、現行の基準書における規定と首尾一貫していない資本維持概念を用いることはできない。
キャップとフロアとの間で可変数の自己株式に強制的に転換可能であるが、発行者は固定されている最大数の株式を引き渡すことで決済できるオプションが付いている金融商品の分類	IAS 第 32 号 「金融商品：表示」	以下の特徴を有する、満期日が特定されている金融商品をどのように分類すべきか。 ● 発行者は、満期日にキャップとフロアとの間で固定された金額に等しい可変数の自己株式を引き渡さなければならない。 ● 発行者は固定利率で利息を支払わなければならない。 ● 発行者は早期決済権を有しており、行使する場合、最大数の株式を引き渡さなければならないことに加え、満期日までの利息も支払わなければならない。	 【IFRS-ICの決定】 左記の金融商品を分類するにあたり、発行者の早期決済権が実質的なものか否かを検討する必要があり、実質的なものでない場合は、考慮する必要はない。なお、早期決済権が、実質的なものか否かを検討するにあたり、以下のような要因を考慮する。 ● 早期決済権が金融商品に含まれる場合と含まれない場合の価格付け ● 満期までの期間 ● 発行者の株価と株価のボラティリティ
キャップとフロアとの間で可変数の自己株式に強制的に転換可能な金融商品の分類	IAS 第 32 号 「金融商品：表示」	以下の特徴を有する、満期日が特定されている金融商品をどのように分類すべきか。 ● 発行者は、満期日にキャップとフロアとの間で固定された金額に等しい可変数の自己株式を引き渡さなければならない。 ● 発行者は固定利率で利息を支払わなければならない。	 【IFRS-ICの暫定的決定】 発行者は、可変数の自己株式を引き渡す義務があるため、左記の金融商品は、金融負債の定義(IAS第32号第11項(b)(i))を満たす非デリバティブである。IAS第32号において、金融商品に資本性要素が含まれているか否かを検討するにあたり、転換要素を転換の可能性別に分解することを認めていない。キャップとフロアは、組込デリバティブであり、IFRS第9号またはIAS第39号に基づいて左記の金融商品を公正価値指定しない場合、ホスト契約から分類し、当期純利益を通じて公正価値で測定する。 【コメント期限】 2014年4月14日

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
偶発的「継続不能」事象により、可変数の株式に強制的に転換可能な金融商品の分類	IAS 第 32 号「金融商品：表示」 IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」	以下の特徴を有する、満期日のない金融商品をどのように分類すべきか。 ● 額面金額で発行されるが、利息は発行者の裁量で支払われる。 ● 発行者が自己資本比率規制(ティア1)に違反した(すなわち、偶発的継続不能事象が生じた)場合、額面金額に等しい可変数の発行者の株式に強制的に転換される。	 【IFRS-ICの決定】 IFRS-ICは、以下について議論したものの、論点の範囲が広すぎるため、アジェンダに追加しないことを決定した。 ● 左記の金融商品が全体として金融負債の定義を満たすか、または複合金融商品として金融負債及び資本性金融商品に分類すべきか。 ● 左記の金融商品をどのように測定すべきか。
排出権取引から生じる負債の測定	IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」	排出枠の移転義務に係る負債にIAS第37号が適用される場合、各報告日における負債の測定にその排出枠の時価を反映させるべきか。	 【IFRS-ICの暫定的決定】 2012年にIASBは、排出権取引の会計処理に係る研究プロジェクトをアジェンダに追加した。主な論点は、排出権取引に係る負債の会計処理を、関連する資産の会計処理と切り離して議論すべきかという点にある。したがって、排出枠の移転義務に係る負債の会計処理を、単独の論点として検討することは困難である。 【コメント期限】 2014年4月14日
レポ取引の会計処理	IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」	以下の取引を別々に会計処理すべきか、または1つのデリバティブとして会計処理すべきか。 ● 取引①: 社債購入 ● 取引②: 金利スワップ ● 取引③: レポ契約 また、この論点に対処するために、IAS第39号B.6項をどのように適用すべきか。	 【IFRS-ICの暫定的決定】 寄せられた要望書において、左記の一連の取引について結論付けるために十分な情報がない。ただし、左記の一連の取引を検討するにあたり、IAS第39号B.6項、C.6項及びIAS第32号AG39項を適用する。また、IAS第39号B.6項は事実及び状況に基づいて適用し、判断を必要とする。 【コメント期限】 2014年1月20日
賦課金の債務発生事象を生じさせる閾値	IFRIC 解釈指針第21号「賦課金」	賦課金の債務発生事象を生じさせる閾値は、年間の活動に基づいて設定された上で、活動が1年に満たない場合、経過日数に基づいて比例配分される。IFRIC解釈指針第21号において、いつ負債を認識すべきか。	 【IFRS-ICの暫定的決定】 左記のような賦課金については、活動が1年に満たない場合にのみ、年間の閾値が経過日数に基づいて比例配分されるため、年間の閾値を達成した時点で負債を認識すべきである。 【コメント期限】 2014年1月20日

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
その他の論点 (今後の取扱いを検討中の論点等)			 2014年1月のIFRS-IC会議における審議  2013年12月・2014年1月のIASB会議における審議
業績条件を含む現金決済型の株式報酬	IFRS 第2号 「株式に基づく報酬」	現金決済型の株式報酬に業績条件が含まれている場合、その業績条件をどのように負債の測定値に反映すべきか。	【審議の状況】 2013年9月のIFRS-IC会議から議論し、2013年11月のIFRS-IC会議において以下を明確化することを決定し、2014年2月のIASB会議¹¹において検討される予定である。 ● 株式市場条件及び権利確定条件以外の条件は公正価値の見積りに反映する。 ● 権利確定条件(株式市場条件を除く)は、権利確定が見込まれる報酬の数を報告日毎に見直すことにより負債の測定に反映する。 ● 権利確定条件またはそれ以外の条件を満たさないことにより報酬が権利確定しない場合は、累積的に受け取った財またはサービスについて、株式報酬費用を認識しない。
決済方法が将来の事象を条件とする株式に基づく報酬	IFRS 第2号 「株式に基づく報酬」	以下の株式報酬をどのように会計処理すべきか。 ● 持分決済型株式報酬であるが、双方がコントロール不能な特定の将来事象(IPO等)が発生した場合には、ただちに株式の公正価値に基づいて現金が支払われるケース ● 行使価格を権利確定期間中にわたり拠出した者が現金決済を受けることができるケース	【審議状況】 2013年5月に検討を再開し、2013年9月のIFRS-IC会議において、今後の検討アプローチについて審議が行われた。IFRS-ICは、左記のうち1点目の論点については、現金決済と持分決済のどちらの可能性が高いかにより分類し、分類変更時には累積的影響額を認識することを決定し、2014年2月のIASB会議¹²において検討される予定である。 2点目の論点については、アジェンダに追加しないことを決定し、将来のIFRS-IC会議において、アジェンダ却下通知案について引き続き議論する予定である。
株式に基づく報酬取引の現金決済型から持分決済型への条件変更	IFRS 第2号 「株式に基づく報酬」	現金決済型の株式報酬を取り消したうえで、当初の報酬の公正価値より高い公正価値を有する持分決済型の株式報酬に置き換えた場合、どのように会計処理すべきか。	【審議の状況】 2013年3月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、現金決済型の株式報酬を取り消したうえで、持分決済型の株式報酬に置き換えた場合は、条件変更とみなすことを決定し、2014年2月のIASB会議¹³において検討される予定である。

¹¹ 詳細は IASB Meeting February 2014 を参照

¹² 詳細は IASB Meeting February 2014 を参照

¹³ 詳細は IASB Meeting February 2014 を参照

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
源泉税控除後で決済される株式に基づく報酬	IFRS 第 2 号 「株式に基づく報酬」	純額決済の特徴を有さない持分決済型の株式報酬において、相手方の納税義務を決済するために企業が資本性金融商品の所定の部分を留保する場合、その留保部分を現金決済型または持分決済型のいずれとして分類すべきか。	【審議の状況】 2013年3月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、純額決済の特徴を有さない持分決済型の株式報酬について、相手方の納税義務を決済するために企業が資本性金融商品の所定の部分を留保する場合、その部分を持分決済型として分類する会計基準の限定的改訂案について決定し、2014年2月のIASB会議 ¹⁴ において検討される予定である。
共同支配事業に対する支配の取得	IFRS 第 3 号 「企業結合」	共同支配事業の支配を取得した際に、支配を取得する前から保有しているその共同支配事業の資産及び負債に対する持分を、公正価値で再評価すべきか。	【審議の状況】 2013年9月のIFRS-IC会議において審議を行った結果、個別のプロジェクトではなく、他の共同支配の取決めにに関する論点とともに取り扱うことを決定し、将来のIFRS-IC会議において引き続き議論する予定である。
事業結合における非支配持分の強制取得	IFRS 第 3 号 「企業結合」	取得企業がある企業の支配を取得する際に、非支配持分の株主の所有持分の買取りを申し出ることが義務付けられている場合、これらを1つの取引とみなすべきか。また、この強制買取申出について負債を認識すべきか。	【審議の状況】 2012年11月及び2013年3月のIFRS-IC会議においての議論を踏まえ、2013年5月のIASB会議において検討した結果、強制買取申出はNCIプットと経済的に同じであるため、将来のIASB会議においてNCIプットとともに引き続き検討する予定である。
処分グループの減損	IFRS 第 5 号 「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」	処分グループの帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値との差額がその処分グループの非流動資産の帳簿価額を上回る場合には、減損損失をいくら認識すべきか。	【審議の状況】 2013年9月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、審議を行ったものの合意には至らなかったため、今後のIFRS-IC会議において引き続き検討する予定である。
処分グループにおいて認識したのれんに関連する減損損失の戻入れ	IFRS 第 5 号 「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」	処分グループに含まれているのれんに関する減損損失の戻入れは可能か。	【審議の状況】 2013年9月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、審議を行ったものの合意には至らなかったため、今後のIFRS-IC会議において引き続き検討する予定である。
投資企業に関する改訂と中間親会社の連結財務諸表の作成に関する免除規定との関係	IFRS 第 10 号 「連結財務諸表」	親会社が投資企業の要件を満たし、すべての子会社を公正価値で測定している場合は、その親会社の子会社(中間親会社)は、IFRS第10号第4項における連結財務諸表の作成に関する免除規定を適用できるか。	★【審議の状況】 2013年11月のIFRS-IC会議から審議が行われている。2014年1月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、親会社(投資企業)が連結財務諸表を作成しない場合、その子会社(中間親会社)が連結財務諸表の作成に関する免除規定を適用できるか否かについて合意に至らなかったため、IASBに相談のうえ、IFRS第10号の改訂を通じて明確化する予定である。

14 詳細は IASB Meeting February 2014 を参照

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
IFRS第11号に関する適用上の論点	IFRS第11号「共同支配の取決め」	共同支配の取決めの分類及び共同支配事業の会計処理を明確化するよう要望書が寄せられ、IFRS第11号に関する適用上の論点について実施したアウトリーチの結果を踏まえ、今後どの論点を取り扱うべきか。	★【審議の状況】 2013年11月のIFRS-IC会議においてアウトリーチの結果を受け、以下の項目を検討することを決定した。 ● 「その他の事実及び状況」を検討するにあたり、契約上(法律上)において強制力を有する必要があるか ● 共同支配事業の資産及び負債に対する投資者のシェアがその共同支配事業に対する投資者の所有持分と異なる場合の会計処理 2014年1月のIFRS-IC会議において、上記の1点目について審議した結果、今後のIFRS-IC会議において、「その他の事実及び状況」を検討するにあたり、アウトプットの性質や販売価格、第三者による資金提供等が及ぼす影響を示す例示を引き続き検討する予定である。
市場リスクまたは信用リスクが相殺する金融資産と金融負債ポートフォリオの公正価値測定に関する例外規定	IFRS第13号「公正価値測定」	IFRS第13号における、市場リスクまたは信用リスクが相殺される金融資産と金融負債ポートフォリオの公正価値測定に関する例外規定を適用する場合、各金融商品のレベル1価格に基づいて行うべきか、または全体のネットエクスポージャーを適切に調整すべきか。	◆【審議の状況】 2013年5月のIFRS-IC会議において検討した結果、IFRS-ICは、IFRS第13号におけるガイダンスが十分でないために解決できない旨を2013年5月のIASB会議において報告した。2013年12月のIASB会議において、ネットポジションにレベル1価格を乗じて公正価値を算定することが暫定的に決定された。2014年1月～3月公表予定のIFRS第13号の改訂に関する公開草案において、ポートフォリオの例外規定を示す、強制力のない例示を含める予定である。なお、2014年2月のIASB会議¹⁵において、IFRS第13号の改訂に関する公開草案の公表に向けて、最終審議が行われる予定である。

15 詳細は IASB Meeting February 2014 を参照

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
負債の流動・非流動分類	IAS第1号「財務諸表の表示」	年次改善として、企業が、同一の貸手との既存の融資枠に基づいて同一または類似の条件で、報告期間後少なくとも12ヶ月にわたる債務の借換えまたはロールオーバーを予定しており、かつその裁量がある場合、関連負債を非流動に分類することが提案されたが、公開草案に対して寄せられたコメント等を踏まえ、より一般的なアプローチとしてどのようなアプローチがよいか。	【審議の状況】 年次改善（2010年－2012年サイクル）に含まれていたが、2013年1月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは公開草案に対して寄せられたコメントを踏まえ、年次改善として確定するべきではないことに同意し、2013年3月のIASB会議において承認された。 2013年9月のIASB会議より、「財務報告の開示」フォーラムに関するフィードバック文書¹⁶における論点及びIFRS-ICが議論したその他の論点とともに、IAS第1号に関する会計基準の限定的改訂として検討されている。2013年10月のIASB会議において、負債を非流動に分類するにあたり、報告日以後12ヶ月以内に決済する必要がないことが契約書に記載されていないこと等について暫定的に合意した。 【公開草案公表予定】 2014年1月～3月
持分法の適用対象投資から生じるその他の包括利益の表示	IAS第1号「財務諸表の表示」	IAS第1号第82A項に基づいて持分法を適用している関連会社及び共同支配企業から生じる、その他の包括利益に対する持分相当額を、どのように表示すべきか。	◆ 【審議の状況】 2013年7月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、IAS第1号第82A項を改訂し、持分法を適用している関連会社及び共同支配企業から生じるその他の包括利益に対する持分相当額を、単一の表示項目（当期純利益に組み替える項目と組み替えない項目）として集約して表示することが提案された。上記の論点と同様に、IAS第1号に関する会計基準の限定的改訂としてIASBにおいて検討されており、2013年9月のIASB会議において提案どおり承認された。なお、2014年1月のIASB会議において、公開草案の公表に向けて最終審議及び確認手続が行われた。 【公開草案公表予定】 2014年1月～3月
継続企業の開示	IAS第1号「財務諸表の表示」	継続企業としての存続能力に対する重大な疑義がある場合には、どの時点からその不確実性についての開示を行い、またどのような開示が要求されるか。	★ 【審議の状況】 IFRS-ICは、2012年11月及び2013年1月のIFRS-IC会議において審議を行った結果、重要な不確実性の識別方法及び開示に関する指針を含む会計基準の限定的改訂をIASBに提案した。2014年1月のIFRS-IC会議において、2013年3月及び11月のIASB会議における審議及びこの改訂を取りやめることが決定された旨の報告を受けたが、この改訂を取りやめることによる懸念をIASBに報告することを決定した。

16 詳細は IFRS Digest 13-5 を参照

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
棚卸資産に関する長期供給契約	IAS第2号「棚卸資産」	棚卸資産に関する長期供給契約について、利息を認識すべきか。	【審議の状況】 2012年1月のIFRS-IC会議及び2012年2月のIASB会議において審議が行われ、実務上のばらつきに対処するために解釈指針を公表することが決定されたが、収益認識プロジェクトを踏まえて検討する予定であるため、現在留保中である。
会社が保有する単一の資産に対する繰延税金の認識	IAS 第 12 号「法人所得税」	子会社が単一の資産(子会社内資産)しか保有しておらず、親会社がその子会社の株式を売却することによって、子会社内資産の帳簿価額を回収することを見込んでいる場合、親会社の連結財務諸表において繰延税金をどのように認識すべきか。	【審議の状況】 IFRS-ICは2011年9月から検討を開始し、アジェンダ却下通知案を公表したが、寄せられたコメントを踏まえ、年次改善を通じて実務上のばらつきに対処できるか否かを検討した結果、2012年5月のIFRS-IC会議において、年次改善をIASBに提案せず、さらなる検討を行うことを決定した。
有形固定資産及び無形資産の個別取得に関する変動支払い	IAS 第 16 号「有形固定資産」 IAS 第 38 号「無形資産」	有形固定資産及び無形資産の個別取得に関する変動支払いをどのように会計処理すべきか。	【審議の状況】 IFRS-ICは2011年11月から検討を開始し、議論を重ねた結果、2013年7月のIASB会議において、リース及び概念フレームワークの一部と関連しているため、2013年5月公表の公開草案「リース」 ¹⁷⁾ に関する再審議後に再検討することを決定した。
IFRS第10号及びIAS第28号の改訂に関する公開草案とIAS第28号第31項との不整合	IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」	2013年7月のIFRS-IC会議において、公開草案「投資者とその関連会社または共同支配企業との間の資産の売却または拠出(IFRS第10号及びIAS第28号の改訂案)」における提案を確定すべきであると決定されたが、IAS第28号第31項はこの提案と整合していないため、削除すべきか。	★【審議の状況】 2014年1月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、IAS第28号第31項は公表予定の改訂(及び現行の規定)と整合していないため削除することを決定し、2014年2月のIASB会議 ¹⁸⁾ において提案する予定である。
投資企業の要件を満たさない投資者が投資企業の要件を満たす共同支配企業に投資している場合の持分法の適用	IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」	投資者(非投資企業)は、共同支配企業(投資企業)に投資している場合、どのように持分法を適用すべきか。 ● 共同支配企業(投資企業)の公正価値会計処理を引き継いだうえで、持分法を適用する。 ● 共同支配企業(投資企業)の公正価値会計処理を取り消し、連結財務諸表に基づいて持分法を適用する。	★【審議の状況】 IFRS-ICは、2014年1月のIFRS-IC会議において審議したものの、投資者(非投資企業)が、共同支配企業(投資企業)の公正価値に基づく会計処理を取り消し、当該共同支配企業の連結財務諸表に基づいて持分法を適用すべきか否かについて、合意に至らなかった。2014年5月開始予定の、持分法に関するIASBの研究プロジェクトからのフィードバックに基づいて再検討する予定である。

¹⁷ 詳細は IFRS News Flash:IASB、公開草案「リース」を公表を参照

¹⁸ 詳細は IASB Meeting February 2014 を参照

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
非支配持分に対する売建プット・オプション (NCI プット)	IAS 第 32 号 「金融商品 : 表示」	連結財務諸表上、非支配持分に対する売建プット・オプション (NCI プット) を、どのように会計処理すべきか。	【審議の状況】 2012年6月にIFRIC解釈指針案「非支配持分に対する売建プット・オプション」 ¹⁹ が公表されたが、寄せられたコメントを踏まえ、2013年1月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、他のデリバティブと同様に純額ベースの公正価値で測定すべきであると決定し、2013年3月のIASB会議において提案した結果、IASBが引き続き検討する予定である。
要約キャッシュ・フロー計算書	IAS 第 34 号 「期中財務報告」	IAS 第 34 号 第 10 項に基づいて要約キャッシュ・フロー計算書をどのように表示すべきか。 ● 性質別にキャッシュ・フローを詳細に表示する。 ● 営業活動、投資活動、財務活動の合計のみを表示する。	★【審議の状況】 2014年1月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、要約財務諸表において情報を表示する際に、誤解を招かない情報を表示することがIAS第34号の基本原則であり、この原則を適用するにあたり、判断が必要であると指摘し、将来のIFRS-IC会議において、アジェンダ却下通知案について議論する予定である。
負の利回りを有する金融商品から生じる収益及び費用の包括利益計算書上の表示	IAS 第 39 号 「金融商品 : 認識及び測定」	負の実効金利を有する金融商品から生じる収益及び費用は、包括利益計算書においてどのように表示すべきか。	【審議の状況】 2012年9月のIFRS-IC会議において審議が行われ、アジェンダ却下通知案が公表されたが、2013年1月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、公開草案「分類及び測定 : IFRS 第 9 号の限定的改訂案」 ²⁰ に関する再審議が完了するまではアジェンダ却下通知の確定を行わないことを決定した。
建物の物理的特徴を欠くように見える構築物の会計処理	IAS 第 40 号 「投資不動産」	電波塔を投資不動産として会計処理すべきか。	【審議の状況】 2013年7月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、2013年5月公表の公開草案「リース」における不動産の定義がIAS第40号における定義に基づいているため、リース及びIAS第40号のそれぞれの観点から検討する必要があると指摘し、将来のIASB会議においてその旨報告する予定である。

¹⁹ 詳細はあずさアカウンティングニュース:IFRIC 解釈指針案「非支配持分に対する売建プット・オプション」の公表を参照

²⁰ 詳細はあずさアカウンティングニュース:IASB、IFRS 第 9 号の限定的な改訂に関する公開草案を公表を参照

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRS本部 IFRS Information Desk

e-Mail: azsa-ifs@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.